石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果

資料１－１

１　調査の概要

「災害予防対策の取組状況」及び「事業所による災害予防対策の取組計画の策定状

況」について、７月から８月にかけて、神奈川県内の特定事業所(78事業所)を対象に

アンケート調査を実施した。

さらに、10月から12月にかけて合同立入検査を行い、取組状況調査に係る追加調査を実施している。

なお、今年度取組状況調査における追加調査項目は次のとおり。

1. 特定・準特定危険物タンク（500～１万kℓ）について、災害等により元弁に近づけ

ない場合等遮断できない状態での具体的な対応方法

1. 津波浸水想定域にある固定していない危険物容器における具体的な流出の防止策

２　調査結果

特定事業所に対して、アンケートによる調査を実施した結果、全事業所から回答があっ

た。結果詳細については、参考資料１を参照

（１）昨年度からの継続内容について

昨年度から継続している調査事項について、（ア）及び（イ）の項目は増加傾向にあり、他の項目はほぼ横ばいであった。

（ア）　危険物タンク（500～1万kℓ）の緊急遮断弁の設置状況は、「全てに設

置済み」と回答した事業所が増加した。

2018年度:38%　⇒　2019年度:38%　⇒　2020年度:47%

　　　（イ）　浮き蓋式危険物タンクの新基準適合については、2024年3月までの適合に

向けて、対策が順調に進んでいることが確認された。

2018年度:44%　⇒　2019年度:52%　⇒　2020年度:63%

　（２）追加項目について

①特定・準特定危険物タンク（500～1万kℓ）が災害等遮断できない場合の対応方法

【アンケート調査】

アンケート調査結果で、緊急遮断弁が「一部設置されている」又は「設置されて

いない」と回答した事業所が17事業所あり、そのうち８事業所においては、災害時等遮断できなくなった場合の対応として「散水冷却」「土嚢の設置」「タンク内の油の移送」の対応を取っていることが分かった。

　　　【合同立入検査】

17事業所中、アンケートで「対応検討中」又は「未検討」と回答した残りの９事業所について、合同立入検査を実施したところ、９事業所全てにおいて上記の「散水冷却」等の対策を講じていることが分かり、リスクを低減するために何らかの措置を行っていることが確認された。

②固定していない危険物容器に対する具体的な流出防止策

【アンケート調査】

アンケート調査結果で、浸水想定箇所にある容器を「一部固定」又は「固定して

いない」と回答した事業所が24事業所あり、そのうち６事業所においては、自重により流出しないことを確認し、７事業所においては、固定以外の対策として「フェンスの設置」「倉庫シャッターの閉鎖」の対応を取っていることが分かった。

【合同立入検査】

24事業所中、アンケートで「具体的な対策をしていない」と回答した残りの11事業所について、立入検査及び聞き取り調査を実施したところ、８事業所において、「フェンスの設置」「倉庫シャッターの閉鎖」により対策が行われていることが確認できた。残りの３事業所においても、以下の対応や状況によって、リスクが低減されており、すべての事業所で流出防止に繋がる対策を行っていることが確認された。

　＜対応・状況＞

　●海側の嵩上げ（70cmほど）

●水嚢による津波流入の防止

●容器の重量（内容物有の状態で20、30t）と浸水深さから流出しにくい状態

●全面的に建屋や配管が設置され、海から遮られて海に出ない状況

３　来年度の調査方針(案)　 （設問等については参考資料３を参照。）

来年度は次の（１）～（３）により調査を実施する。

（１）今回追加調査を実施した調査項目については、来年度のアンケート調査項目

からは外し、５年ごとに調査を実施し推移をみていくこととしたい。

＜削除する設問＞

　　　①設問2-2～設問2-5-2（危険物タンクの緊急遮断措置）

　　　②設問5-5～5-7-1（危険物容器の流出防止策）

【削除理由】

①②については、今回のアンケート調査及び合同立入調査により、全ての　事業所で、何らかの対策を講じていることが分かった。

また、緊急遮断弁、フェンス、シャッターの設置による対応は、法的設置義務がないことや設置費用の問題などから、即座の対応が難しい現状があるため、長いスパンで経過観察をした方がよいと考えたため。

【今後の対応】

　　特定・準特定危険物タンク（500～1万kℓ）を所有している事業所、浸水想定箇所に危険物容器を置いている事業所に対しては、継続的に次の２点について指導していくこととする。

○特定・準特定危険物タンク（500～1万kℓ）については「緊急遮断弁の設置」すること。

○浸水想定箇所にある危険物容器については「容器の固定」もしくは「フェンスの設置」「倉庫シャッターの設置」のいずれかの措置を取ること。

　　（２）現在、公表資料等に活用している項目については毎年調査を実施する。

　　　　　＜対象＞

●設問1-2～1-2-1（保温材等設置配管の外面腐食対策）

●設問5-2～5-4（高圧ガス容器の流出防止策）

　　　　　●設問6-1～6-5（事業所外への被害拡大防止対策）

●Excelのシートの「4.訓練」及び「別表１～４」

　　（３）１年間では対策の進展がほぼ見られないこと及び事業所への負担を考慮して、

（２）以外の項目については、２グループに分け、グループごとに隔年で調査

を実施する（次年度は第一グループで調査予定）。

更に、毎年、立入検査等で集中的に確認及び指導する項目（現在予定している

項目に「※」を記載）を３～４つ選択し、対応方法の確認や指導を実施したの

ち、調査を継続するか検討する。

＜グループ分け＞

第一グループ：設問3-5～3-10-1：緊急移送設備

設問5-1：応急復旧資機材（土嚢等）（※）

設問5-8～5-11：緊急停止マニュアル（※）

　　　　　　　　※設問5-8、5-10のみ

第二グループ：設問1-1、1-3～1-3-1：海上入出荷設備、配管の耐震対策

設問2-6：危険物屋外タンクの点検規程（※）

設問3-2～3-3-1：計器室

設問4-2～4-4-1：保安設備（※）